

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令要綱

第一 内容

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴い、規定の整理を行うこと。（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行すること。（附則関係）